



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 き も と
(略称 K I M O T O)
(U R L <http://www.kimoto.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 丸山良克
(コード番号 7 9 0 8 東証第一部)
問合せ先 総務部長 須藤正弘
(T E L 0 3 - 3 3 5 0 - 4 7 0 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 46 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するなど、現行定款第 18 条（取締役の任期）に所要の変更を行なうものであります。
- (2) 株主の皆さまの便宜を図るため、第 10 条（単元未満株式の売渡請求）を新設するものであります。
- (3) 経営の透明性および健全性の確保をさらに推進するため、また社外取締役の招聘を容易にするため、第 26 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、第 26 条の新設については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (4) 『「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）』（以下「会社法等」という。）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行なうものであります。
 - ① 定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設および変更のほか、「会社法等」に対応した用語および引用条文の変更、構成の整理ならびに不要となる条文の削除など、所要の変更を行なうものであります。
 - ② 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ③ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行なうことができる代理人の員数を明確にするため、現行定款第 14 条（議決権の代理行使）に所要の変更を行なうものであります。

- ④迅速な意思決定を可能とするため、第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ⑤経営の透明性および健全性の確保をさらに推進するため、また社外監査役の招聘を容易にするため、第34条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。
- ⑥資本政策および配当政策の機動性を確保するため、自己株式の取得、剰余金の配当などを取締役会の決議により行なうことを可能とする第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するほか、現行定款第32条（利益配当金の支払）、第33条（中間配当）に所要の変更を行なうものであります。なお、第40条については、定款変更後直ちに実施するものではありません。
- （5）以上のほか、表現の変更、字句の修正、条番号の変更など、全般にわたる所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成18年5月12日
定時株主総会開催予定日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生予定日	平成18年6月29日

以 上

別紙

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、「株式会社きもと」と称し、英文では、KIMOTO CO., LTD. と表示する。	<現行どおり>
(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータ出力用、設計用、印刷用、サイン・グラフィックス用等各種フィルムならびに用紙の製造および販売 2. 電子・電気機器用、プリント回路用、光学機器用、情報記録用、環境測定用等各種フィルムの製造および販売 3. 前各号に付帯する塗料、インキ、薬品、合成樹脂等の製造および販売 4. 航空写真および諸種図面の撮影ならびに複製に関する事業 5. 測量、デジタル写真測量、地図編纂、地図印刷 6. コンピュータ情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および販売 7. 前各号に付帯する調査、研究、開発、分析、測定、評価に関する受託業務 8. 前各号に付帯する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 <u>(1)</u> コンピュータ出力用、設計用、印刷用、サイン・グラフィックス用等各種フィルムならびに用紙の製造および販売 <u>(2)</u> 電子・電気機器用、プリント回路用、光学機器用、情報記録用、環境測定用等各種フィルムの製造および販売 <u>(3)</u> 前各号に付帯する塗料、インキ、薬品、合成樹脂等の製造および販売 <u>(4)</u> 航空写真および諸種図面の撮影ならびに複製に関する事業 <u>(5)</u> 測量、デジタル写真測量、地図編纂、地図印刷 <u>(6)</u> コンピュータ情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および販売 <u>(7)</u> 前各号に付帯する調査、研究、開発、分析、測定、評価に関する受託業務 <u>(8)</u> 前各号に付帯する一切の事業
(本店の所在地) 第3条 当会社は本店を東京都新宿区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、<u>本店</u>を東京都新宿区に置く。
<新設>	<u>(機関)</u> 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行 う。
第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は4,968万株と する。ただし、株式の消却が行われた場合に はこれに相当する株式数を減ずる。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,968万株と する。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の 規定により、取締役会の決議をもって自己株 式を買い受けることができる。	<削除>
<新設>	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株 券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定 めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。 2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未 満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規程に定めるところについてはこの 限りではない。
<新設>	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。） は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することがで きない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当ておよび募集新株予約権の割当てを受け る権利 (4) 次条に定める請求をする権利

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
＜新設＞	<u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
<u>(名義書換代理人)</u> 第8条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および、<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u>	<u>(株主名簿管理人)</u> 第11条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u>
<u>(株式取扱規程)</u> 第9条 当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	<u>(株式取扱規程)</u> 第12条 当会社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
<u>(基準日)</u> 第10条 当会社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</u> 2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	＜第14条へ移設＞

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。	第3章 株主総会 (招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
<第10条から移設>	(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(株主総会の招集者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が取締役会の決議により招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。 <右記2つの項に分離して規定>	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(株主総会の決議) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第14条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。 2. 前項の場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(株主総会の議事録) 第 1 5 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。	<削除>
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 1 6 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 1 8 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。
(取締役の選任方法) 第 1 7 条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって決する。 <第 1 項を右記 2 つの項に分離して規定> 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第 1 9 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第 1 8 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。	(任期) 第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <削除>

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(<u>役付取締役および代表取締役</u>) 第 1 9 条 <u>取締役会の決議により、取締役社長を選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長および取締役副社長各 1 名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u> 3. <u>取締役社長は当会社を代表する。</u> 4. <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、第 2 項の役付取締役の中から当会社を代表すべき取締役を定めることができる。</u>	(<u>代表取締役および役付取締役</u>) 第 2 1 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> ＜削除＞ ＜削除＞
(<u>取締役会の権限</u>) 第 2 0 条 <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u>	＜削除＞
(<u>取締役会の招集および議長</u>) 第 2 1 条 <u>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</u> ＜第 1 項を右記 2 つの項に分離して規定＞ 2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。</u>	(<u>取締役会の招集権者および議長</u>) 第 2 2 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> ＜第 23 条に分離して規定＞
＜第 21 条から分離して規定＞	(<u>取締役会の招集通知</u>) 第 2 3 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
＜新設＞	<u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第 2 4 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>
＜第 23 条から移設＞	<u>(報酬等)</u> <u>第 2 5 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>
＜新設＞	<u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第 2 6 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u>
(取締役会規程) <u>第 2 2 条 取締役会に関するその他の事項は、別にと</u> <u>締役会</u><u>で定める取締役会規程による。</u>	(取締役会規程) <u>第 2 7 条 取締役会に関する事項は、法令または本定</u> <u>款のほか、取締役会において定める取締役</u> <u>会規程による。</u>
<u>(取締役の報酬)</u> <u>第 2 3 条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって</u> <u>これを定める。</u>	＜第 25 条に移設＞
第 5 章 監査役および監査役会 (<u>監査役</u>の員数) <u>第 2 4 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</u>	第 5 章 監査役および監査役会 (員数) <u>第 2 8 条 当会社の監査役は、 4 名以内とする。</u>

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(<u>監査役の選任</u>) 第25条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって決する。</u> ＜右記2つの項に分離して規定＞	(<u>選任方法</u>) 第29条 監査役は、株主総会において<u>選任</u>する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(<u>監査役の任期</u>) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。	(<u>任期</u>) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。
(<u>常勤監査役</u>) 第27条 監査役は、その<u>互選により</u>常勤の監査役を定める。	(<u>常勤の監査役</u>) 第31条 監査役会は、その<u>決議によって</u>常勤の監査役を<u>選定</u>する。
(<u>監査役会の招集</u>) 第28条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> ＜第28条を右記第1項に統合して規定＞ ＜新設＞	(<u>監査役会の招集通知</u>) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
＜第30条から移設＞	(<u>報酬等</u>) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
＜新設＞	<u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>
(監査役会規程) <u>第29条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、監査役会<u>の</u>定める監査役会規程による。</u>	(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会<u>において</u>定める監査役会規程による。</u>
<u>(監査役の報酬)</u> <u>第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議によってこれを定める。</u>	＜第33条に移設＞
＜新設＞ ＜新設＞	<u>第6章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u> <u>第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
＜新設＞	<u>(任期)</u> <u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
＜新設＞	<u>(報酬等)</u> <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>第6章 計算</u> <u>(営業年度および決算期)</u> <u>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。</u>	<u>第7章 計算</u> <u>(事業年度)</u> <u>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>

別紙

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<新設>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u>
<u>(利益配当金の支払)</u> <u>第32条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> <新設>	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第41条 当社の剰余金の配当に関する基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u> <u>第33条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>	<第41条第1項に統合して規定>
<u>(配当金等の除斥期間)</u> <u>第34条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u> <新設>	<u>(配当金の除斥期間等)</u> <u>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>2. 前項の金銭には利息を付けない。</u>

以 上